

EPA外国人介護福祉士への JICWELSの対応について

平成28年8月5日

公益社団法人 国際厚生事業団(JICWELS)

JICWELSの役割

EPAに基づく介護福祉士候補者等の受入れにおいては、協定等や厚生労働省告示^(※)に基づき、JICWELSが日本国内唯一の受入れ調整機関として位置付けられ、相手国の送り出し調整機関と一元的に受入調整業務を実施している。

○ JICWELSの主な業務

1. 受入れ希望機関の募集、要件審査
2. 受入れ希望機関(施設)と候補者のマッチング(求人・求職情報の提供、現地面接・合同説明会の実施、複数回のマッチング、雇用契約締結等)
3. 看護・介護導入研修・就労ガイダンスの実施
4. 受入れ機関からの定期(随時)報告の受理
5. 巡回訪問の実施
6. 相談対応(英語・インドネシア語・ベトナム語対応)
7. 国家資格取得に向けた日本語・国家試験対策学習支援

※厚生労働省告示(以下、同じ)

・「経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定に基づく看護及び介護分野におけるインドネシア人看護師等の受入れの実施に関する指針」(平成20年厚生労働省告示第312号)(以下、「尼告示」とする。)

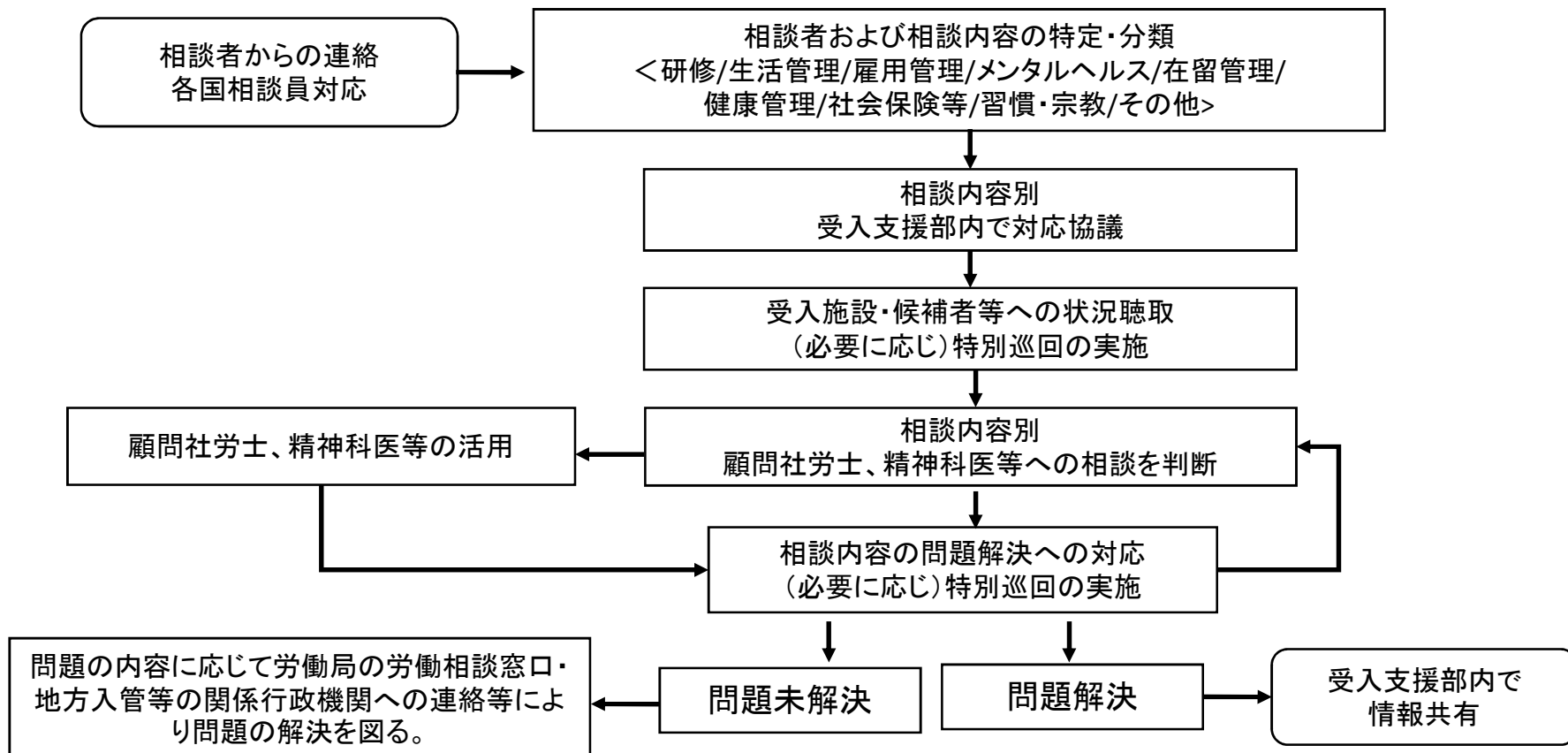
・「経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定に基づく看護及び介護分野におけるフィリピン人看護師等の受入れの実施に関する指針」(平成20年厚生労働省告示第509号)

・「看護師及び介護福祉士の入国及び一時的な滞在に関する日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の交換公文に基づく看護及び介護分野におけるベトナム人看護師等の受入れの実施に関する指針」(平成24年厚生労働省告示第507号)

JICWELS相談窓口

- 受付日時: 週2回(月・木)、午前9時半から午後1時、午後2時から午後6時。
- 専用電話・メール等で対応(英語・インドネシア語・ベトナム語対応)。面談対応が必要な場合は、特別巡回訪問により対応。
- 顧問社労士(雇用管理)・顧問精神科医(メンタルヘルス)との相談。
(厚生労働省告示に基づき実施)
(例: 尼告示第四の二の5. 6. 7. 8. 9)

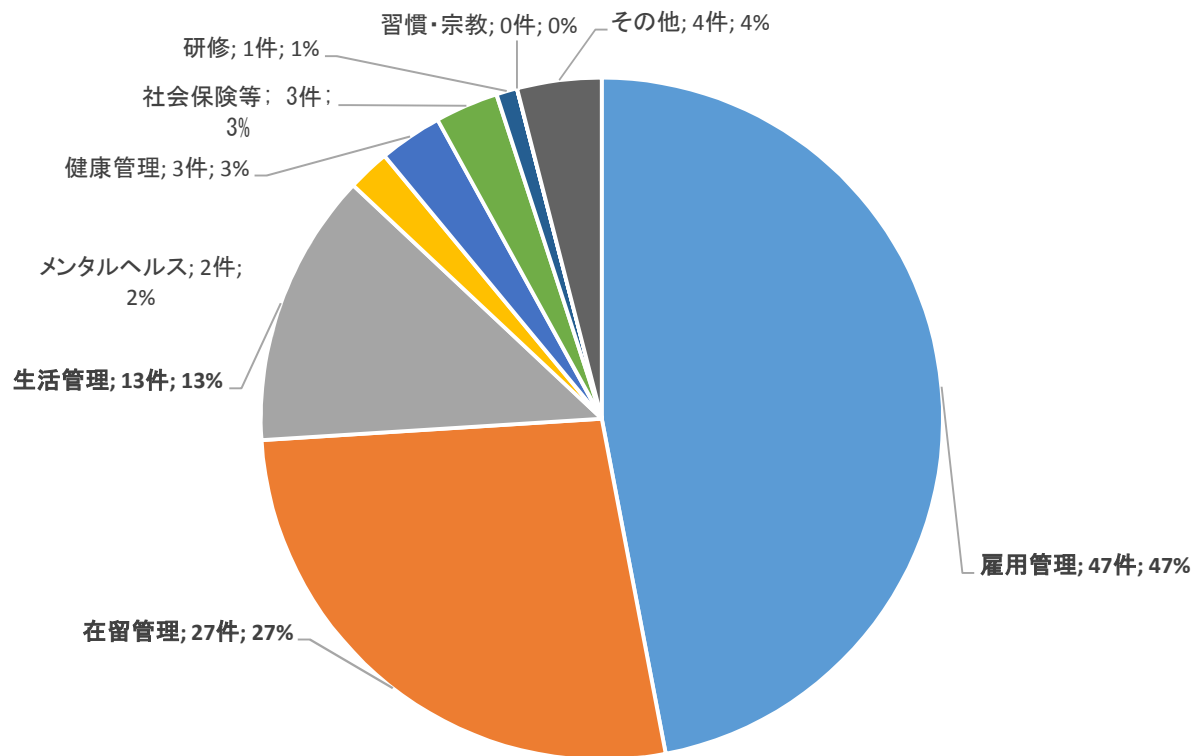
【相談対応フロー】



EPA介護福祉士からのJICWELS相談窓口の対応状況 (平成25～27年度)

平成25～27年度までの対応件数は合計100件。

うち、「雇用管理」が約50%、「在留管理」が約30%、「生活管理」が約10%。



【主な相談事例】

- ・雇用管理: 「他施設への転職の相談」、「帰国後の再来日(就労)の手続き方法」等
- ・在留管理: 「家族呼び寄せ手続き方法」、「ビザの期限、変更、申請手続き方法」等
- ・生活管理: 「呼び寄せ家族の生活」、「結婚、妊娠後の生活の悩み」、「子供の保育園の相談」等

EPA介護福祉士受入れ機関・施設の要件及び要件審査

1. EPA介護福祉士受入れ機関・施設の主な要件

(厚生労働省告示に定める要件による)

EPA介護福祉士を介護福祉士国家試験の受験資格に係る介護等の業務に従事させることができる施設(介護保険3施設のほか、単独のデイサービス等)であり、以下の要件を満たしていること。

1. 当該施設で就労するEPA介護福祉士を、利用者の居宅においてサービスを提供する業務に従事させないこと。
2. 過去3年間に、EPAによる受入れで、虚偽の求人申請、二重契約その他の不正行為、外国人の就労に係る不正行為をしたことがないこと。
3. EPA介護福祉士に対して日本人と同等以上の報酬を支払うこと。
4. 定期(随時)報告の提出、巡回訪問への協力を拒否したことがないこと。

2. JICWELSによる要件審査

厚生労働省告示(例:尼告示第四の二の1)に基づき、EPA介護福祉士受入れ希望機関・施設から提出された求人申請書類(求人票、受入れ施設説明書等)、同等報酬確認書類(就業規則、賃金規定(俸給表)、賃金台帳写し)の他、JICWELSの記録により、過去の不正行為、報告や巡回訪問への協力拒否の有無を確認する。

EPA介護福祉士受入れ施設に対する巡回訪問(1)

1. 目的

厚生労働省告示(例: 尼告示第四の二の5)に基づき、就労状況の把握、相談・助言等のため、受入れ施設を訪問。

少なくとも年1回、全ての受入施設を訪問。1施設2時間程度。

(平成27年度実績: 介護福祉士候補者受入施設223施設、介護福祉士受入施設147施設)

2. 実施内容・方法

(1)雇用管理状況: 書面調査・労務担当者との個人面談。

賃金台帳目視による同等報酬(厚生労働省告示(例: 尼告示第二の二の5及び第三の二の3))の遵守、法令に規定された外国人雇用状況の届出等の各種手続き状況等を確認。

(2)資格取得者の状況: 書面調査・個人面談により、資格取得者の就労・定着状況を確認。

EPA介護福祉士受入れ施設に対する巡回訪問(2)

3. 相談・助言

- (1)巡回訪問での相談・助言の内容は、基本的に受入れ施設や資格取得者からの受入れ制度、労務管理、入管手続き等の質問・相談への回答・助言。
- (2)巡回訪問時に雇用管理等の問題があった場合は、助言を行うとともに、必要に応じて厚生労働省に報告。受入れ施設は、後日、書面により改善状況をJICWELSに報告。必要に応じて特別巡回により実地にて改善状況を確認。
- (3)巡回訪問・相談窓口での相談・助言は、必要に応じ顧問社労士・精神科医と相談の上対応する。
- (4)この他、巡回訪問や相談窓口で把握し、現地での助言が必要なケースは、特別巡回を実施。

4. 相談・助言実績

- ・職場適応、ホームシック等への施設の対応を聴取し、必要に応じ助言・相談窓口を紹介。
- ・(外国人10名以上雇用の事業所での)雇用労務責任者の未選任(27年度 4件)→助言により3件は選任済。1件は選任中。
- ・外国人雇用状況届未届(26年度 1件)→助言に従い届け出済、等

【参考資料】

※「経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定に基づく看護及び介護分野におけるインドネシア人看護師等の受入れの実施に関する指針(平成20年厚生労働省告示第312号(最終改正平成28年4月8日))」より。比・越についても同趣旨の規定。

第二 資格取得前の受入れ機関での就労等

一 看護師の資格取得を目的とした就労等
(略)

二 介護福祉士の資格取得を目的とした就労等
1～4 (略)

5 介護施設を設立している受入れ機関との労働契約の要件

1の(3)の労働契約は、日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けることを内容とするものでなければならない。

第三 資格取得後の就労

一 (略)

二 インドネシア人介護福祉士の就労

1、2 (略)

3 受入れ機関との労働契約の要件

1の(2)の労働契約は、日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けることを内容とするものでなければならない。

第四 受入れ調整機関によるあっせん等

一 受入れ調整機関の設置

(略)

二 受入れ調整機関の事業

事業団は、インドネシア人看護師等の円滑かつ適正な受入れを実施するため、次に掲げる事業を実施する。

1、受入れ機関の募集、あっせん等

事業団は、受入れ調整機関として、受入れ機関の募集を行い、受入れ施設の要件、研修の要件及び労働契約の要件を満たすことを確認し、かつ、4の規定による報告及び5の規定による巡回訪問に関する守秘義務を含む受入れ支援に係る契約を当該受入れ機関と締結した上で、インドネシア海外労働者派遣・保護庁と協力して、受入れ機関及びインドネシア人看護師等に対し、就業に関する必要な情報を提供し、相談を行い、受入れ機関とインドネシア人看護師等との間における雇用関係の成立のあっせんを行う。

(以下略)

2、3 (略)

4 受入れ機関からの報告の受理

(1)～(2) (略)

(3)事業団は、(1)及び(2)に掲げるほか、協定に基づくインドネシア人看護師等の受入れの円滑かつ適正な実施を図るため、必要と認める場合には、受入れ機関に対し、必要な報告を求めるものとする。

(4) (略)

5 受入れ施設に対する巡回訪問

事業団は、定期的に又は必要に応じてインドネシア人看護師等の受入れ施設を巡回訪問し、受入れ機関によるインドネシア人看護師等の雇用管理の状況又はインドネシア人看護師候補者若しくはインドネシア人介護福祉士候補者の研修の実施状況等を把握する。

6 インドネシア人看護師等からの相談等に対する対応

事業団は、インドネシア人看護師等から、受入れ機関における研修、指導体制、就労環境等について相談、苦情等があった場合には、適切に相談、苦情等に応じ、説明等を行う。

7 受入れ機関に対する相談支援等

事業団は、受入れ機関から、インドネシア人看護師等の研修、雇用管理等について相談等があった場合には、適切に相談等に応じ、説明、助言等を行う。また、事業団は、インドネシア人看護師候補者及びインドネシア人介護福祉士候補者の就労の開始前に、必要に応じ、受入れ機関に対し、インドネシア人看護師候補者及びインドネシア人介護福祉士候補者の病院又は介護施設における研修の実施、雇用管理等に関する説明会を実施する。

8 受入れ機関に対する助言

事業団は、4の規定による報告又は5の規定による巡回訪問の実施等に関して、必要があると認めるときは、受入れ機関に対し、必要な助言を行う。

9 関係行政機関との連携等

事業団は、4の規定による報告、5の規定による巡回訪問の実施、6若しくは7の規定による相談への対応又は8の規定による助言等に関して、必要があると認めるときは、都道府県労働局、地方入国管理局等の関係行政機関に連絡すること等により、問題の解決を図る。